

## 国立大学法人電気通信大学における随意契約に関する規則等(抄)

### 国立大学法人電気通信大学業務方法書(抄)

(競争入札その他契約に関する基本事項)

第6条 本学は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。

### 国立大学法人電気通信大学会計規則(抄)

(随意契約)

第28条 契約責任者は、契約が次の各号の一に該当する場合には、前二条の規定にかかわらず、随意契約によるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- (2) 緊急の必要により、競争に付することができないとき。
- (3) 競争に付することが不利と認められるとき。

2 契約責任者は、予定価格が別に定める基準額を超えない場合その他別に定める場合においては、前二条の規定にかかわらず、随意契約によることができる。

3 随意契約について必要な事項は、別に定める。

### 国立大学法人電気通信大学契約事務取扱規程(抄)

(会計規則第28条第1項第3号の規定に基づく随意契約の基準)

第10条 会計規則第28条第1項第3号に規定する競争に付することが不利と認められるときは、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入りに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合
- (2) 物件の改造又は修理を当該物件の製造業者又は納入者以外の者に施行させることが困難又は不利である場合
- (3) 買入れを必要とする物件が多量であって分割して買入れなければ売り惜しみその他の理由によりその価格を騰貴させるおそれがある場合
- (4) 随意契約によれば時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがある場合

(会計規則第28条第2項の規定に基づく随意契約の基準額)

第11条 会計規則第28条第2項の規定する別に定める基準額は、次のとおりとする。

- (1) 工事又は製造の請負契約で予定価格が500万円を超えない額
- (2) 財産の買入契約で予定価格が500万円を超えない額
- (3) 物件の借入契約で予定賃借料の年額又は総額が500万円を超えない額
- (4) 財産の売払契約で予定価格が250万円を超えない額
- (5) 物件の貸付契約で予定賃貸料の年額又は総額が250万円を超えない額
- (6) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約で予定価格が500万円を超えない額

(会計規則第28条第2項の規定に基づくその他の随意契約)

第12条 会計規則第28条第2項の規定に基づき随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 本学の行為を秘密にする必要がある場合
- (2) 運送又は保管させる場合
- (3) 外国で契約する場合
- (4) 官公署、特殊法人、公益法人、独立行政法人及び国立大学法人との間で契約をする場合
- (5) その他特定の者以外では契約の目的を達成することができない場合

(入札者がいないとき等の随意契約)

第13条 契約責任者は、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。

2 契約責任者は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。